

○足寄町補助金等交付規則

昭和49年3月18日規則第4号

改正

昭和54年1月31日規則第1号

昭和58年2月19日規則第3号

昭和60年1月30日規則第3号

平成元年2月20日規則第6号

平成6年3月30日規則第9号

足寄町補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) その他相当の反対給付を受けない給付金であって町長の指定するもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事業又は、事務をいう。

3 この規則において、「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

(補助金等の額)

第3条 補助金等の額は、毎年度予算の範囲内において定める。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長の定める期間までに提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請額算出調書(別記第2号様式)

(2) 経費の配分調書(別記第3号様式)

(3) 団体の目的及び組織

(4) 団体の構成及び役員

(5) 当該年度の事業計画及び予算

(6) 前年度の決算及び事業成績

(7) その他町長が定める事項

(補助金等交付の決定)

第5条 町長は、前条の補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金等を交付することが、適切と認めるときは、補助金等の交付の決定をし、その内容を、別記第4号様式その1又は第4号様式その2により、当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、必要が

あると認めるときは、経費の使用方法、その他補助金等交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により条件を附した場合には、補助金等交付決定の際あわせて通知するものとする。

(補助金等の交付)

第6条 補助金等は、第8条の補助金等の額の確定後において交付するものとする。ただし町長は補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者等は、補助金等の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式により補助金等概算払申請書を町長に提出しなければならない。

(補助金等の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付後補助事業者等は補助事業の遂行上必要あるときは、すみやかに別記第8号様式による補助事業等変更承認申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により補助事業変更等承認申請書の提出があったときは、第5条の規定により審査し適当と認めるときは、別記第9号様式により当該補助事業者に通知する。

(実績報告書)

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、すみやかに別記第6号様式による、補助事業等実績報告書に町長の定める書類を添えて町長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る町の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第9条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し別記第4号様式その2又は第7号様式により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の決定の取消し及び返還)

第10条 補助金等の交付を受けた補助事業者等が、次の各号の一に該当するときは、町長は、補助金等の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金等の全部若しくは、一部を期限を定めて、返還を命ずることができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 事業費が著しく減少したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(調査及び報告)

第11条 町長は、必要に応じ、補助事業者等の当該補助事業及び運営の内容を調査し、又は報告を求めることができる。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年1月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年2月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

別記第1号様式

別記第2号様式

別記第3号様式

別記第4号様式その1

別記第4号様式その2

別記第5号様式

別記第6号様式

別記第7号様式

別記第8号様式

別記第9号様式